**《自主防災組織補助金一覧》**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金名 | 補　助　内　容 |
| 1 運営補助金 | 1. 組織割　一律　20,000円
2. 世帯割　自治会世帯数×10円(当該年度4月1日現在)

（１）と（２）の合算額（１円未満は切捨て）を交付。ただし、年度途中に結成された場合には、結成日の属する月から３月までの月割額を交付。結成日が７月１日以後の場合は交付対象外になります。* 自主防災組織の運営に要する費用として交付
 |
| 2 防災訓練補助金 | (1)次のいずれかに該当する訓練を実施した場合・・・10,000円ア　自主防災組織が参加した避難所運営訓練イ　市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練ウ　自主防災組織が企画し、あらかじめ消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練、若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練(2)避難行動要支援者名簿を活用した次のいずれかに該当する訓練を実施した場合・・・10,000円ア　自主防災組織役員又は避難支援者等による名簿の保管場所の確認訓練イ　一部または全部の避難行動要支援者への訪問または安否確認訓練ウ　一部または全部の避難行動要支援者の移送訓練エ　一部または全部の避難行動要支援者が参加する避難（誘導）訓練(3)地区防災計画に基づく訓練を実施した場合(ただし、自主防災組織が企画した訓練に限る)・・・10,000円※補助額は（１）（２）（３）を合算し、３万円を上限とします。ただし、令和５年度は経過措置期間として、地区防災計画未策定の自主防災組織は従前の内容（（１）20,000円、（２）10,000円）で申請できます。 |
| 3 育成補助金 | （１）資機材補助事業＊防災資機材購入等の費用の３／４以内の額（１円未満は切捨て）（２）井戸の水質検査事業＊１ヶ所につき、当該年度１回限りで検査費用が 6,668円以上⇒３／４以内の額（１円未満切捨て）5,000円～6,667円⇒5,000円5,000円未満⇒全額（１）及び（２）の合算額を交付（50万円を限度とし、100円未満は切捨て）※推進地区候補を区域に含む自主防災組織（自主防災組織補助金マニュアル43頁参照）が育成補助金を感震ブレーカーの購入のみに充てる場合、令和14年度まで補助額の上限を60万円とする。 |

令和５年度の自主防災組織への補助金については、下表のとおりです。